

様式第1号

審査基準整理票

処 分 名	長等創作展示館観覧料及び使用料の減免		
根拠法令名	大津市創作展示館条例	(条項) 第8条	
基準法令名	大津市創作展示館の管理運営に関する規則	(条項) 第14条・第15条	
所管部署	市民部 文化・青少年課 文化振興係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市創作展示館の管理運営に関する規則第14条及び第15条の規定によるものとする。 なお、同規則第14条第1項第3号及び第15条第1項第2号に規定する「その他館長が必要と認めた場合」とは次の各号に掲げる場合をいい、その場合における減免の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をする場合 全額 (2) その他館長が必要と認めた場合 その都度館長が定める額の減額</p> <p>[根拠法令等] 大津市創作展示館条例 (観覧料及び使用料の減免) 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。</p> <p>[基準法令等] 大津市創作展示館の管理運営に関する規則 (観覧料の減免) 第14条 <u>条例第8条</u>の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定めるところにより行う。</p>			

- (1) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校若しくは中学校又は特別支援学校の小学校若しくは中学校の児童又は生徒が教育過程の一環として教職員に引率されて団体観覧する場合 免除する。
- (2) 市若しくは市が運営に参画する団体が文化又は観光の振興を目的として実施するキャンペーン又はこれら以外のもの（第3項において「第三者」という。）が実施するキャンペーンで市長が本市の文化又は観光の振興上有益であると認めたものに係る優待券等を使用して観覧する場合 条例別表第1個人の欄に規定する額と同表団体の欄の規定の額との差額を減額する。
- (3) その他館長が必要と認めた場合 その都度館長が定める。

（使用料の減免）

第15条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 本市又は本市の執行機関の共催に係る行為をする場合 免除する。
- (2) その他館長が必要と認めた場合 その都度館長が定める。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、所定の使用料減免申請書により、あらかじめ館長に申請しなければならない。